

令和8年度 特定技能制度及び育成就労制度の 分野別運用方針の改正に向けた作業開始について



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

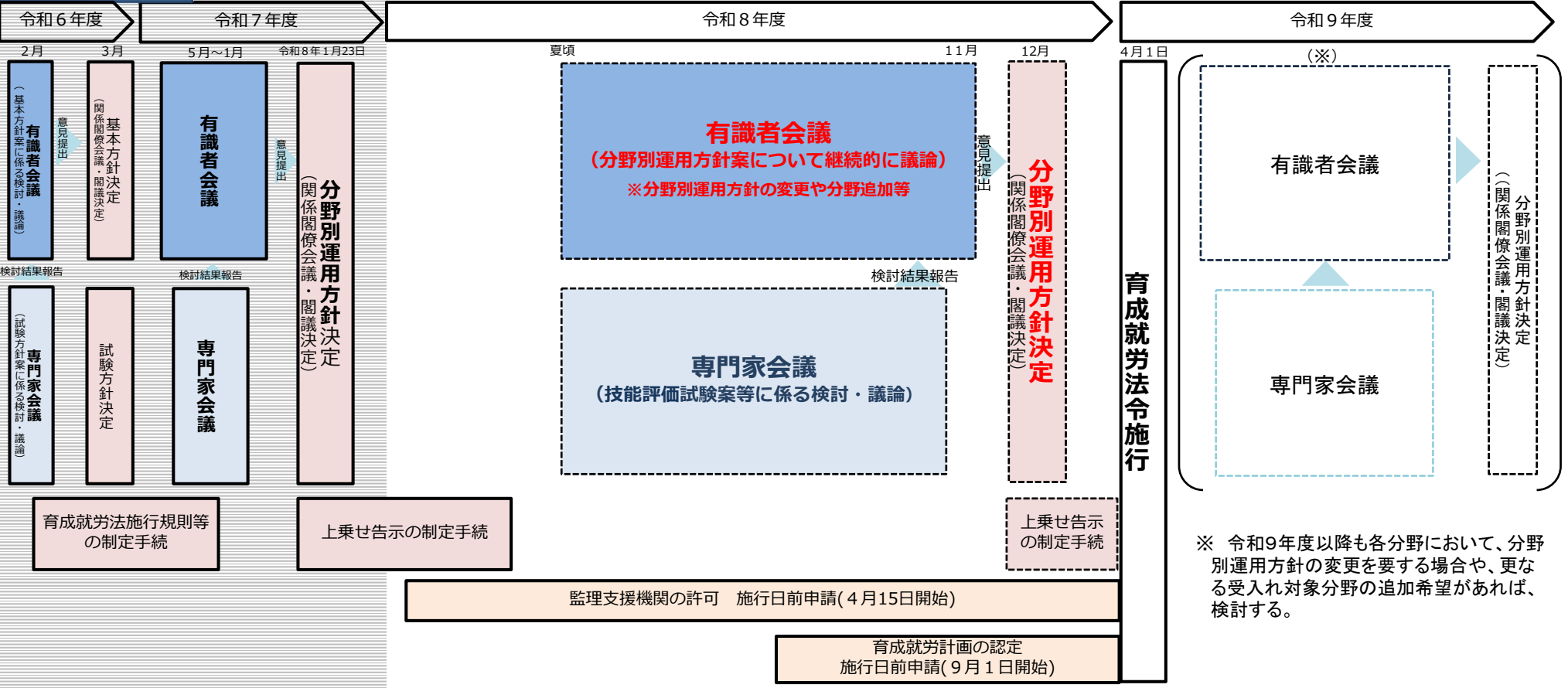
Ministry of Health, Labour and Welfare

基本方針、分野別運用方針及び有識者会議等について

基本方針及び分野別運用方針並びに有識者会議等

- 1 基本方針
- 入管法及び育成就労法に基づき、特定技能制度及び育成就労制度の運用の基本的事項について定めるもの
- 2 分野別運用方針
- 入管法及び育成就労法に基づき、かつ、基本方針にのっとり、各分野ごとに特定技能制度及び育成就労制度の運用に関する事項について定めるもの
- 3 有識者会議(特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議)
- 入管法、育成就労法に基づき、両制度に係る基本方針及び分野別運用方針の案について、有識者の意見を聴取することを目的として、「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」のもと設置
- 4 専門家会議(特定技能制度及び育成就労制度の技能評価に関する専門家会議)
- 両制度の技能評価に関する方針や試験等の適正性等を検討し、有識者会議に検討結果を報告することを目的として、有識者会議のもと設置

スケジュール



受入れ対象分野一覧（案）

両制度における外国人受入れの基本的な考え方・受入れ対象分野の定義（基本方針）

【特定技能制度及び育成就労制度における外国人受入れの基本的な考え方】（基本方針第一の1）

外国人の受入れにより我が国の健全な労働市場の形成、良好な治安の維持等の安全・安心な社会の実現に向けた取組、送出国との良好な関係の維持等に与える影響を十分考慮しつつ、生産性向上のための取組や国内人材の確保を行ってもなお当該分野における人手不足が深刻であり、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要な分野に限って、必要な範囲で外国人の受入れを行う。

【特定産業分野及び育成就労産業分野の定義】（基本方針第二の1（1）、2（1））

- 特定産業分野：人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野
- 育成就労産業分野：特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦における3年間の就労を通じて修得させることが相当である分野

特定産業分野・育成就労産業分野の概要（案）

【特定産業分野】：19分野

【育成就労産業分野】：17分野→**18分野**（※1）

：既存分野（変更なし）

介護分野	ビルクリーニング分野	リネンサプライ分野
造船・舶用工業分野	自動車整備分野	宿泊分野
自動車運送業分野※2	鉄道分野	物流倉庫分野
農業分野	外食業分野	林業分野
木材産業分野	資源循環分野	

：既存分野のうち新たな業務区分等の追加を検討中である分野（※1）

：既存分野のうち新たに育成就労産業分野の追加を検討中である分野（※1）

工業製品製造業分野

建設分野

飲食料品製造業分野

漁業分野

航空分野

※1 有識者会議や専門家会議等の議論の過程で、一定の専門性・技能を要する業務であることの確認（技能水準の設定、試験の作成等）等を行うが、当該整理ができない分野等は、継続検討として対象分野等の追加等が**令和9年度以降に先送り**となることなどがある。

※2 自動車運送業分野は、業務に従事するに当たり、我が国の法令に基づく普通自動車運転免許等の取得が前提であるため、育成就労産業分野の設定はない。

受入れ対象分野・業務区分一覧（案）

所管	分野	業務区分数	受入れ見込数(人)			業務区分
			特定技能1号	育成就労	分野全体	
厚生労働省	介護	1	126,900	33,800	160,700	・介護
	ビルクリーニング	1	32,200	7,300	39,500	・ビルクリーニング
	リネンサプライ	1	4,300	3,400	7,700	・リネンサプライ
経済産業省	工業製品製造業	17→19	199,500 (±0)	119,700 (±0)	319,200 (±0)	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・紡織製品製造 ・縫製 ・電線・ケーブル製造 ・プレハブ住宅製品製造 ・家具製造 ・定形・不定形耐火物製造 ・生コンクリート製造 ・ゴム製品製造 ・かばん製造 ・板ガラス加工 ・ガラス熔融成形
国土交通省	建設	3	76,000 (±0)	123,500 (±0)	199,500 (±0)	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備
	造船・船用工業	3	23,400	13,500	36,900	・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器
	自動車整備	2	9,400	9,900	19,300	・自動車整備 ・車体整備
	航空(※2)	2	4,600 (-300)	300 (+300)	4,900 (±0)	・空港グランドハンドリング(育成就労産業分野の設定) ・航空機整備
	宿泊	1	14,800	5,200	20,000	・宿泊
	自動車運送業	3	22,100		22,100	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者
	鉄道	6	2,900	1,100	4,000	・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員 ・駅・車両清掃
	物流倉庫	1	11,400	6,900	18,300	・物流倉庫
農林水産省	農業	2	73,300	26,300	99,600	・耕種農業 ・畜産農業
	漁業	2→3	14,800 (±0)	2,600 (±0)	17,400 (±0)	・漁業 ・養殖業 ・水産物産地卸売市場業
農林水産省 財務省	飲食料品製造業	2	133,500 (±0)	61,400 (±0)	194,900 (±0)	・飲食料品製造業 ・水産加工業
農林水産省	外食業	1	50,000	5,300	55,300	・外食業
	林業	1	900	500	1,400	・林業
	木材産業	1	4,500	2,200	6,700	・木材産業
環境省	資源循環	1	900	3,600	4,500	・廃棄物処分業(中間処理)
			805,400 (-300)	426,500 (+300)	1,231,900 (±0)	

※ 1 赤字は、新規追加を検討中の分野・業務区分。緑字は、既存の業務区分の中で業務等（主たる技能、業務又は産業分類）の追加を検討中の業務区分。
※ 2 航空分野は育成就労産業分野の設定を検討中。

新たに追加を検討する受入れ対象分野、業務区分等の詳細(案)

所管	対象分野	新たに追加を検討する種別	概要	受入れ見込数の変更			業務区分・産業分類ごとの有効求人倍率
				特定技能1号	育成就労	合計	
経済産業省	工業製品製造業 (2.80)	業務区分の追加	板ガラス加工の業務区分を追加するもの	変更なし			4.34
			ガラス溶融成形の業務区分を追加するもの				4.90
		業務の追加 主たる技能の追加	機械金属加工の業務区分に「航空機部品組立て」の業務を追加し、主たる技能としてもこれを追加するもの				2.90
			機械金属加工の業務区分及び電気電子機器組立ての業務区分に「真空成形」の業務を追加し、主たる技能としてもこれを追加するもの				2.90
			紙器・段ボール箱製造の業務区分に「貼合工程（上流工程）」及び「貼合工程（下流工程）」の業務を追加し、主たる技能としてもこれらを追加するもの				5.13
			縫製の業務区分に「手袋製造」の業務を追加し、主たる技能としてもこれを追加するもの				3.02
		主たる技能の追加	機械金属加工の業務区分及び電気電子機器組立ての業務区分に主たる技能として、「フィルム加工（ドライラミネート）」、「フィルム加工（押出ラミネート）」、「フィルム加工（スリット）」、「フィルム加工（製袋）」及び「フィルム加工（フラットヤーン）」を追加するもの				2.90
			金属表面処理の業務区分に主たる技能として「バフ研磨」を追加するもの				2.90
			陶磁器製品製造の業務区分に主たる技能として「タイル製造」及び「衛生陶器製造」を追加するもの				4.95
国土交通省	建設 (5.02)	主たる技能の追加	建築の業務区分に主たる技能として「エクステリア施工」及び「ブロック建築」を追加するもの	変更なし			6.41
	航空 (3.59)	育成就労産業分野の設定	航空分野を育成就労産業分野として設定し、空港グランドハンドリングの業務区分を設定するもの	-300	+300	±0	3.61
水産省 農林省	漁業 (1.91)	業務区分の追加	水産物産地卸売市場業の業務区分を追加するもの	変更なし			1.91
農林水産省 財務省	飲食料品製造業 (2.84)	主たる技能の追加	飲食料品製造業の業務区分に主たる技能として「豆腐製造」を追加するもの	変更なし			2.79
		産業分類の追加 分野所管省庁の追加	飲食料品製造業の業務区分における業務の従事できる産業分類に塩製造業（食塩製造業に限る。）を追加するもの 産業分類の追加に伴い、農林水産省が所管する飲食料品製造業分野の共管省庁として新たに財務省を加える				4.32

※ 「業務区分」：特定技能外国人・育成就労外国人が従事できる業務の範囲
※ 「主たる技能」：育成就労制度において、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を育成するために、業務区分の範囲内で定めて計画的に育成する技能の単位
※ 「産業分類」：当該分野で受入れた外国人が就労活動を行う事業所を限定する「上乗せ基準」の一つであって、日本標準産業分類に基づく産業別に、特定技能外国人・育成就労外国人を受け入れることができる事業所を定めるもの（工業製品製造業分野、飲食料品製造業分野、木材産業分野の3分野のみ）
※ 対象分野のうち、括弧書きは分野全体の有効求人倍率を示す。なお、表中の有効求人倍率はいずれも直近年度（令和7年度）の数値